平成２５年（フ）第３５号
北海道函館市本通１丁目23番40―403号　エンドレス五稜郭Ａ棟、前住所北海道室蘭市宮の森町４丁目22番25号
破産者　小玉　俊典
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
北海道函館市本通１丁目23番40―403号　エンドレス五稜郭Ａ棟、前住所北海道室蘭市宮の森町４丁目22番25号
破産者　小玉　美雪
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
岩手県北上市常盤台１丁目30番50号
破産者　菊池　　徹
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第２５号
秋田県にかほ市平沢字前谷地107番地10
破産者　山下　　勲
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第２９９号
茨城県水戸市見和３丁目568―３見和フラット雲の棟203号　特定非営利活動法人喜友会スマイルホーム見和、住民票上の住所茨城県那珂市菅谷１番地45　橋本ビル２Ｆ
破産者　橋本　紀彦
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１０１号
茨城県守谷市みずき野７丁目９番地７
破産者　蜂屋　正明
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
群馬県太田市下浜田町727番地１　レジデンス富久Ｃ―105号、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市三室町4105番地５
破産者　木暮　明美
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７４号
群馬県太田市下浜田町727番地１　レジデンス富久Ｃ―105号、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市三室町4105番地５
破産者　木暮　明男
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６０号
新潟県見附市本町１丁目10番12号　第二マルタケ荘２ＦＤ
破産者　友野　利行
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
新潟県柏崎市穂波町11番28号
破産者　加藤　夏子
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４号
山梨県甲斐市龍地2770番地92
破産者　西本公司こと　李　　叅洙
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
山梨県富士吉田市下吉田4010番地の37
破産者　石井　一勇
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
静岡県熱海市上多賀466番地の１　コーポサカヤ201号、前住所静岡県伊東市玖須美元和田698番地の31
破産者　井上　昭子
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１１号
愛知県江南市前飛保町栄80番地１
破産者　樋口　英明
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第８３号
愛知県江南市島宮町桐野38番地
破産者　窪田　浩二
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２１０号
愛知県一宮市大和町馬引字横手21番地　ラ・フォンターナ703号
破産者　塗装の匠イシハラこと　石原　雄司
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２２７号
愛知県一宮市萩原町萩原字御茶屋1363番地10
破産者　赤地　晴美（旧姓長屋）
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２６４号
愛知県江南市宮後町八幡147番地
破産者　安藤　義一
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部